福祉

母子家庭の方や、障害のある児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご活用ください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親、あるいは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために支給される手当です。

児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給対象外となる場合

・児童または母・養育者が日本国内に住所がないとき

・児童または母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償などを受けることができるとき

・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき

・児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき

児童扶養手当支給額
（全部支給の場合）
月額
対象児童１人　41,720円
　　２人　46,720円
３人目から１人につき
3,000円加算

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

現況届について

受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

支給対象外となる場合

・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき

・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設など（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当支給額
（対象児童１人につき）
月額
障害が１級の場合
50,750円
障害が２級の場合
33,800円

※手当を受ける方または同居されている親族などの所得により、支給されない場合があります。

所得状況届について

受給資格者は、毎年8月11日～9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

◆問い合わせ先
福祉保健課
☎0859-54-5207

予防接種

麻しん風しん

☆中学校1年生・高校3年生の方へ

平成20年4月から、中学1年生と高校3年生相当の方は、麻しん風しん予防接種が定期接種（法律で定められた予防接種）として実施されています。これは、2回目の麻しん風しん予防接種を受けることにより、より高い予防効果を得るためのものです。今までに麻しん、風しんそれぞれの予防接種を受けている方、片方だけ受けている方、全く受けていない方も、対象となります。

【対象年齢】平成21年4月以降に中学校1年生・高校3年生に相当する年齢の方（対象者の方には、すでに個人通知がしてあります）

まだ接種をしていない方は、決められた医療機関に予約をしていただき、早めにお受けください。

（＊これは5年間のみ実施される予防接種です）

☆1歳～2歳未満・小学校就学前の年長児の保護者の方へ

麻しん風しんの予防接種はお済みでしょうか？無料で受けられる期間は、1歳～2歳未満と、年長児は平成22年3月31日までです。まだの方は、早めにお受けください。